



移転措置事業における税金の優遇措置について



防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第5条に基づく移転措置事業により、事業用資産を譲渡される場合における買換えの課税の特例措置については、適用期限を迎えますので、ご了承のほどよろしくお願いします。

事業用資産の買換えの課税の特例【所得税、法人税】

◆ 措置の内容

- 事業用資産（店舗、事業所や農地等）を国に譲渡し、区域外に買い換える場合における譲渡所得の金額について、最大70%の課税の繰り延べができる措置。

◆ 適用期限

- 所得税：令和8年12月31日
- 法人税：令和8年 3月31日

なお、土地の譲渡に関する2,000万円の特別控除については、引き続きご利用いただくことが可能です。

2,000万円の特別控除【所得税、法人税】

◆ 措置の内容

- 土地を国に譲渡した場合(※)に、その譲渡所得の金額から最大2,000万円の控除ができる措置。
※最初に土地を国に譲渡した年に限っての適用となります。

詳しくは、税務署等で御確認をお願いします。

【お問い合わせ先】

近畿中部防衛局 企画部 防音対策課 移転措置担当

電話：06-6945-4966

ホームページアドレス

<https://www.mod.go.jp/rdb/kinchu/effort/plan/relocation/>

